

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成28年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員氏名	2
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	3
日程第 3 会期の決定	4
日程第 4 同意第 1号 副広域連合長の選任について	4
提案理由の説明 清水広域連合長	4
日程第 5 議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合手数料条例の制定について	5
提案理由の説明 川島事務局長	5
日程第 6 議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について	6
提案理由の説明 川島事務局長	6
日程第 7 議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について	7
提案理由の説明 川島事務局長	8
日程第 8 議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	9
提案理由の説明 川島事務局長	9
日程第 9 議案第 5号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	10
提案理由の説明 川島事務局長	10
日程第 10 議案第 6号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	11

	提案理由の説明 川島事務局長	11
日程第11	議案第7号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)	
日程第12	議案第8号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	以上2議案の一括上程	12
	提案理由の説明 清水広域連合長	12
	提案理由の詳細説明 川島事務局長	13
日程第13	議案第9号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第14	議案第10号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
	以上2議案の一括上程	17
	提案理由の説明 清水広域連合長	17
	提案理由の詳細説明 川島事務局長	18
日程第15	議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する 協議について	23
	提案理由の説明 川島事務局長	23
閉会		24
会議録署名議員		25
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	29

平成 28 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1 日：平成 28 年 2 月 19 日（金曜日）

◎会場 前橋市元総社町 335 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室

◎議事日程 第 1 号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 同意第 1 号 副広域連合長の選任について

日程第 5 議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合手数料条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 3 号 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4 号 群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 6 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 7 号 平成 27 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 8 号 平成 27 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 9 号 平成 28 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 14 議案第 10 号 平成 28 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 15 議案第 11 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

◎出席議員氏名（18名）

1番	真下三起也	2番	阿部忠幸
3番	石川徹	4番	田角悦恭
5番	森山享大	6番	野田文雄
7番	大川陽一	8番	星野稔
9番	向井誠	10番	石倉一夫
11番	青木貴俊	13番	吉岡完司
14番	伊藤正雄	15番	金井佐則
16番	土屋哲己	17番	一場明夫
18番	河合生博	19番	福田正司

◎欠席議員氏名（1名）

12番 堀越英雄

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水聖義	副広域連合長	金子正一
事務局長	川島喜代志	事務局次長	大島勇人
管理課長	大木崇	給付課長	佐藤昌弘
会計課長	毛呂達也		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	利根川貴一	議会書記	田中美重
議会書記	黒岩由佳	主幹	並木将貴
主幹	荒井清生	主幹	村岡伸
主任	茂呂美絵	主事	横坂翼

◎開 会

午後1時36分

○ 議長（大川陽一議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成28年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（大川陽一議員）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、12番堀越英雄議員であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（大川陽一議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（黒岩由佳）

平成27年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。選挙区分14、南牧村の石井輝雄議員が任期満了により退任されましたので、失職となりました。また、新たに選挙区分14、神流町の土屋哲己議員が当選されました。

次に、監査委員から、平成27年6月から平成27年11月までの現金出納検査の結果報告及び平成26年度定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めていますので、ご了承願います。

以上でございます。

◎議 席 の 指 定

○ 議長（大川陽一議員）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、19番福田正司議員、1番真下三起也議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎副広域連合長の選任

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第4、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました同意第1号「副広域連合長の選任について」ご説明申し上げます。お手元の議案書、1ページでございます。広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから、これを選任することとされております。現在、任期満了に伴い、欠員となっておりますところの副広域連合長として邑楽町長金子正一氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

（副広域連合長 着席）

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、副広域連合長に選任同意と決定いたしました、金子副広域連合長から、あいさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可します。副広域連合長。

◎副広域連合長あいさつ

（副広域連合長 自席より）

○ 副広域連合長（金子正一）

ただいま、副広域連合長に選任をされました、群馬県町村会長の邑楽町長の金子正一でございます。もとより浅学非才の身であります。皆様方のご指導をいただきながら、この職責を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、ごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

◎条例議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第5、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合手数料条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合手数料条例の制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案第1号でございますが、別冊説明資料2ページをご覧ください。

これは、平成26年6月13日に行政不服審査法の全部が改正され、審査請求人等に

よる各種記録・資料の謄写請求に係る手数料の徴収及び実費の範囲内の額について、条例で定めることとされたため、条例を制定するものでございます。

行政不服審査法により、条例で定めることとされた事項等については、(1) 審理員が提出書類等の写しを交付する際の手数料の納付等、(2) 審理員が提出書類等の写しを交付する際の手数料の納付等についての再審査請求への準用、(3) 審査会が主張書面や資料等の写しを交付する際の手数料の納付等についてでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第6、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程となりました、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案第2号でございますが、別冊説明資料3ページをご覧ください。

これは、行政不服審査法の全部が改正され、不服申立構造が、公正性や使いやすさの向上の観点から見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、(1) 異議申立てと審査請求に分かれていた不服申立ての種類が、審査請求に一元化されたことに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等、所要の文言改正、(2) 公文書の公開決定等又は公開請求に係る、不作為についての審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定に基づく審理員制度の適用を除外する旨の規定を追加、(3) 実施機関が審査会へ諮問をする場合については、弁明書の写しを添えることとする旨の規定を追加、(4) 既存の審査会において、本条例又は行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項を処理することとするための改正でございます。

施行期日は、平成28年4月1日からいたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第7、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程となりました、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書6ページ、議案第3号でございますが、別冊説明資料6ページをご覧ください。

これも、先ほどの議案第2号、「情報公開条例の一部を改正する条例」と同様に、行政不服審査法の全部が改正され、不服申立構造が、公正性や使いやすさの向上の観点から見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容も「情報公開条例の一部を改正する条例」と同様に、（1）異議申立てと審査請求に分かれていた不服申立ての種類が、審査請求に一元化されたことに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等、所要の文言改正、（2）保有個人情報の開示等の決定又は開示等の請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定に基づく審理員制度の適用を除外する旨の規定を追加、（3）実施機関が審査会へ諮問をする場合については、弁明書の写しを添えることとする旨の規定を追加、（4）既存の審査会において、本条例又は行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項を処理することとするための改正でございます。

施行期日は、平成28年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第 8、議案第 4 号「群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程となりました、議案第 4 号「群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 8 ページ、議案第 4 号でございますが、別冊説明資料 9 ページをご覧ください。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第 58 条の 2 第 1 項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、行政不服審査法の施行により、不服申立ての手續が審査請求に一元化されることに伴い、所要の文言改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、第 2 条に規定する任命権者が報告すべき人事行政の運営の状況について、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を「職員の研修の状況」に変更し、新たに「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加するもの、また、第 3 条に規定する公平委員が報告すべき業務の状況について、「不利益処分に関する不服申立ての状況」を「不利益処分に関する審査請求の状況」に変更するものでございます。

施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からといたします。

ただし、経過措置といたしまして、改正後の第 3 条第 2 号の規定の適用については、同号に規定する不利益処分に関する審査請求には、行政不服審査法の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てを含むものといたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第9、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程となりました、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書9ページ、議案第5号でございますが、別冊説明資料11ページをご覧ください。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、地方公務員法の引用条項を改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第10、議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程となりました、議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案第6号でございますが、別冊説明資料13ページをご覧ください。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項により、2年を通じ財政の均衡を保つことができる保険料率を平成28年度及び平成29年度について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

また、平成28年度税制改正に伴う国民健康保険税の軽減基準の見直しに合わせ後期高齢者医療保険料も同様の見直しを行うこととされたことを受け、被保険者均等割額5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定における被保険者の人数に乗じる金額の引き上げ、並びに制度施行以来、激変緩和の観点から実施している特例措置を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、平成28年度及び29年度の保険料率につきまして、所得割率を8.60%、被保険者均等割額を4万3,600円とそれぞれ据え置くものでございます。

なお、この保険料率の算定につきましては、事前に説明させていただいたとおりでございますので、ご了承ください。

また、所得の少ない者に係る均等割額において、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得が拡充されることに伴う改正でございます。

さらに、平成28年度におきましても所得の低い方、また被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する、保険料の負担軽減策を継続することに伴う改正も併せて行うものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第11、議案第7号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第12、議案第8号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第7号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第8号「平成27年度群馬県後期高齢者医

療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、15ページでございます。

まず、議案第7号でございますが、平成27年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14億5,687万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億280万4千円といたしたいというものでございます。

次に、31ページをご覧ください。議案第8号でございます。平成27年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ63億2,188万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,201億9万4千円といたしたいというものでございます。

詳細につきましては、事務局が説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

まず議案第7号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、16ページと17ページ、「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成27年度歳入歳出予算の総額15億5,967万7千円から、歳入歳出それぞれ14億5,687万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億280万4千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

22ページと23ページをご覧ください。それでは、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1款1項1目「市町村負担金」は、規約に基づきます市町村負担金の事務費負担金で、決算見込みにより、356万円の減額となるものでございます。

2款1項1目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、厚生労働省からの通知によりまして、従来の臨時特例基金へ積み立てていた増資によるものから、療養給付費等へ直接軽減のための特例措置の財源として、特別会計の歳入措置へと組替変更となりましたので、14億5,678万8千円、全額減額となるものでございます。

6款1項1目「預金利子」は、歳計現金に係る金融機関等への預金利子でございまして、資金運用等によりまして、355万2千円を追加するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、24ページと25ページをご覧ください。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、2款1項1目「一般管理費」でございますが、事務局運営に係る一般管理的経費について、決算見込みにより、39万9千円を追加するものでございます。

次に、26ページと27ページをご覧ください。

3款1項1目「財政調整基金積立金」は、財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。

2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、歳入でご説明した「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」と同様の理由といたしまして、特別会計の歳入措置へと組替をしたことにより、14億5,708万1千円、全額減額となるものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第8号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、32ページと33ページ、「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成27年度歳入歳出予算の総額2,264億2,197万6千円から、歳入歳出それぞれ63億2,188万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,201億9万4千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

38ページと39ページをご覧ください。それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものでございますが、歳出1款のうち「一般管理費」などの事務費の減額などにより、2,518万4千円の減額となるものでございます。

次に、2目「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料及び、所得の低い被保険者等の保険料を減額するための保険基盤安定負担金でございますが、当初の見込みほど伸びなかったことなどによりまして、4億9,097万円を減額するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。

歳出の「保険給付費」の見込みによる減などにより、1項1目「療養給付費負担金」は、17億5,123万9千円の減額、2目「高額医療費負担金」は、4,962万8千円の減額となるものでございます。

2項1目「調整交付金」は、8億6,228万5千円の追加となります。内訳は、説明欄に記載しましたとおり、普通調整交付金が、決算見込みにより7億5,362万9千円の追加、特別調整交付金が、制度事業費補助金からの組替等により、1億865万6千円の追加となるものでございます。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、先ほどご説明した、「特別調整交付金」への組替等によりまして、1億2,002万5千円の減額となるものでございます。

4目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、先ほど一般会計でご説明した、一般会計歳入から特別会計の歳入措置への組替、及び、この後ご説明いたします、「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」からの組替をしたことにより、10億5,654万2千円、追加となるものでございます。

続きまして3款「県支出金」でございます。

歳出の「保険給付費」の見込みによる減などにより、1項1目「療養給付費負担金」は、5億8,374万6千円の減額、40ページと41ページになりますが、2目「高額医療費負担金」は、4,962万8千円の減額となるものでございます。

続きまして4款「支払基金交付金」でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、42億5,379万3千円の減額となるものでございます。

続きまして5款「特別高額医療費共同事業交付金」でございますが、1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金の決算見込みにより、1,044万4千円の追加となるものでございます。

続きまして6款1項1目「利子及び配当金」でございますが、医療給付費等準備基金に係る預金利子の決算見込みにより、454万3千円の追加となるものでございます。

続きまして7款1項2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」は、平成27年度における低所得者の保険料軽減分等の財源として繰り入れるものでございますが、先ほどご説明した「臨時特例交付金」と同様の理由といたしまして、基金繰入金から特別会計の歳入措置へと組替をしたことにより、10億9,897万5千円の減額となるものでございます。

続きまして10款2項2目「第三者納付金」でございますが、これは交通事故など第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について当該事故の加害者等から納付されるものでございまして、1億円の追加となるものでございます。

次に、42ページと43ページをご覧ください。3目「返納金」は、診療報酬の請求誤りによる後期高齢者医療診療報酬の返還金等でございますが、平成27年第2回定例会で、議決いただきました、井草病院との和解内容であります返還金4,000万円のう

ち、平成27年度分の一括分3,000万円及び分割分200万円が納入されたものと、群馬循環器病院分の1,200万円などにより、4,468万5千円の追加となるものでございます。

4目「雑入」は、井草病院との和解成立による、前橋地方法務局等からの供託金等返還金の追加など、2,479万2千円の追加となるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

44ページと45ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。

まず、1款1項1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る一般管理的経費については、決算見込みにより、3,112万6千円の減額となるものでございます。

補正の内訳の主なものとしては、13節の委託料における、広域連合システム改修委託料の減額等によるものでございます。

次に、2款「保険給付費」は、これまでの給付実績等から決算を見込みまして、1項1目「療養給付費」は、60億1,119万5千円の減額、2目「訪問看護療養費」は、7,084万3千円の追加、5目「審査支払手数料」は、6,014万9千円の減額、2項1目「高額療養費」は、1億4,548万7千円の減額、2目「高額介護合算療養費」は、1,570万8千円の減額、46ページと47ページになりますが、3項1目「葬祭費」は、6,150万円の減額、とそれぞれ補正するものでございます。

4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」は、歳入でご説明したとおり、400万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付を行う共同事業への拠出金で、決算見込みにより、758万8千円を追加するものでございます。

5款1項1目「健康診査費」は、当初の見込みより、市町村における健診受診者数の減少が見込まれることなどから、7,810万5千円の減額となるものでございます。2目「その他健康保持増進費」は、今後の実績見込みによる健康増進助成及び重複頻回委託の減などによりまして、410万6千円の減額となるものでございます。

6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」は、歳入でご説明したとおり、基金に係る預金利子の決算見込みにより、444万2千円の追加となるものでございます。

次に、48ページと49ページをご覧ください。8款1項2目「償還金」は、負担割合変更に伴う国及び県支出金返還金等の追加で、262万1千円を追加するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第13、議案第9号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第14、議案第10号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第9号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第10号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、53ページでございます。

まず、議案第9号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、9,555万3千

円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書73ページをご覧ください。議案第10号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,162億5,485万7千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。

歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれていますが、被保険者からの保険料が約1割となっております。歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。

詳細につきましては、事務局が説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

議案第9号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、ご説明いたします。

お手元の議案書の54ページ及び55ページをご覧ください。「第1表歳入歳出予算」でございます。

平成28年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ9,555万3千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。60ページ及び61ページをご覧ください。

1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の事務費分で、8,883万7千円でございます。

3款2項1目「基金繰入金」は、臨時的経費であります、新地方公会計制度移行に伴う、システム改修経費等への財源であります。これは、市町村の負担金に影響が及ぶこ

とのないよう、財政調整基金から、繰り入れるもので、347万5千円でございます。

62ページ及び63ページをご覧ください。

「国庫支出金」につきましては、所得の低い被保険者等の保険料を減額するための財源として、広域連合に基金を造成するための「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」でしたが、厚生労働省からの通知によりまして、従来の臨時特例基金へ積み立てていた増資によるものから、療養給付費等へ直接軽減のための特例措置の財源として、特別会計の歳入措置へと組替変更となりましたので、前年度予算額の14億5,678万8千円が皆減となったものでございます。

次に歳出でございます。64ページ及び65ページをご覧ください。

まず、1款「議会費」は76万9千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び、議会開催時の会場使用料等でございます。

次に2款1項1目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するための一般管理的な経費8,724万3千円を計上しております。内訳の主なものでございますが、説明欄に記載しました13節の委託料524万1千円は、歳入の「基金繰入金」でご説明した、新地方公会計制度への移行に伴う、システム改修経費等347万5千円が主な内訳でございます。また、14節の建物賃借料874万6千円は、広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤となる職員の宿舍2戸分などの経費でございます。

66ページ及び67ページをご覧ください。

19節の市町村負担金は、市町村職員人件費負担金9名分、6,690万円でございます。なお、その他の18名分の人件費につきましては、業務勘定として特別会計に計上しております。その他、会計管理費、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などに係る経費の所要額を計上いたしております。

68ページ及び69ページをご覧ください。

3款1項「基金積立金」のうち、「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、歳入でご説明した「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」と同様の理由といたしまして、特別会計の歳入措置へと組替をしたことにより、前年度予算額の14億5,708万1千円が皆減となったものでございます。

6款「予備費」は前年度同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第10号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

74ページ及び75ページをご覧ください。「第1表歳入歳出予算」でございます。

平成28年度特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,162億5,485万7千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。80ページ及び81ページをご覧ください。

1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」6億3,563万2千円は、特別会計における市町村負担金の事務費分でございます。

2目「保険料等負担金」197億2,531万4千円は、説明欄に記載のとおり市町村で徴収した保険料150億3,845万8千円のほか、所得の低い被保険者等の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金46億8,685万6千円でございます。

3目「療養給付費負担金」169億6,451万9千円は、療養給付に要する費用等の額の12分の1を、市町村において負担するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」508億9,355万5千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」7億7,829万8千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を、国において負担するものでございます。

2項1目「調整交付金」186億2,530万3千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、財政力に応じて交付するものでございます。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2億1,059万8千円は、広域連合が実施する健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。なお、説明欄に記載のとおり、このあと歳出でご説明する、新規事業であります、歯科健康診査事業費に対する補助金254万3千円を含んだ金額となっております。

82ページ及び83ページをご覧ください。

4目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」15億5,608万2千円は、一般会計でご説明した「臨時特例交付金」と同様の理由といたしまして、特別会計の歳入措置へと組替をしたことにより、皆増となっております。

続きまして、3款「県支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」169億6,451万9千円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」7億7,829万8千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を、県において負担するものでございます。

4款「支払基金交付金」876億5,887万6千円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に対して交付するものでございます。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」3, 423 万 7 千円は、1 件当たり 400 万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

84 ページ及び 85 ページをご覧ください。続きまして、7 款「繰入金」でございます。

1 項 1 目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」11 億 5, 030 万 8 千円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金です。内訳は、平成 28・29 年度における保険料の上昇抑制を行った結果、2 ヶ年で 25 億円取り崩すうちの、平成 28 年度において不足する保険料相当分の財源として、基金から取り崩し補填する分が、11 億 4, 814 万 8 千円。この他として臨時的経費であります、番号制度対応分の改修委託料に充当する 216 万円となっております。これは、一般会計の「財政調整基金」同様、臨時的な経費は、市町村の負担金に影響が及ぶことのないよう、特別会計の「準備基金」から繰り入れるものでございます。

なお、「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」は、先ほどご説明した「臨時特例交付金」と同様の理由といたしまして、基金繰入金から特別会計の歳入措置へと組替をしたことにより、前年度予算額の 15 億 4, 861 万 4 千円が皆減となっております。

86 ページ及び 87 ページをご覧ください。

10 款 2 項 2 目「第三者納付金」2 億 6, 379 万 2 千円は、交通事故などによって生じた傷病等について、当該事故の加害者等から納付されるものでございます。

3 目「返納金」1, 400 万円は、先ほどの補正予算案でもご説明したとおり、平成 27 年第 2 回定例会で、議決いただきました、井草病院との和解内容であります、平成 28 年度返還分である 200 万円や、分割で診療報酬を返還中であり、群馬循環器病院分の 1, 200 万円でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

88 ページ及び 89 ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明申し上げます。まず、1 款 1 項 1 目「一般管理費」でございますが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費、6 億 4, 001 万 4 千円を計上しております。内訳の主なものといたしまして、説明欄に記載いたしました 12 節の通信運搬費 6, 578 万 2 千円は、被保険者に対する医療費のお知らせ及び支給決定通知や、ジェネリック医薬品の差額通知、広域連合電算システムの回線利用料等に係る経費でございます。13 節の委託料 3 億 6, 068 万 4 千円は、被保険者証等の作成、レセプト点検、広域連合電算システムの運用保守及び改修等に係る経費でございます。また、歳入「準備基金繰入金」でご説明したとおり、平成 28 年度におきましても、臨時的な番号制度対応分

としての改修委託料 2 1 6 万円を計上しております。1 9 節の市町村負担金 1 億 1 , 9 4 0 万円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金 1 8 名分でございます。

次に 2 款「保険給付費」 2 , 1 4 4 億 4 , 5 9 9 万 4 千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料、9 0 ページになりますが、高額療養費並びに葬祭費等でございます。

3 款「財政安定化基金拠出金」 9 , 0 6 1 万 3 千円は、保険料の未納や給付費の増等による広域連合財政への影響に対処するための基金を国・県・広域連合が 3 分の 1 ずつ拠出して、県に設置するもので、その広域連合負担分でございます。

4 款「特別高額医療費共同事業拠出金」 3 , 4 3 8 万 5 千円は、4 0 0 万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして、5 款「保健事業費」でございます。1 項 1 目「健康診査費」 8 億 7 , 8 0 6 万 2 千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

2 目「その他健康保持増進費」 9 , 3 1 8 万 4 千円は、重複・頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック助成事業等に係る経費でございます。

9 2 ページ及び 9 3 ページをご覧ください。

3 目「歯科健康診査費」 1 , 4 9 0 万 4 千円は、歳入「歯科健康診査事業費補助金」でご説明したとおり、新規事業であります、歯科健康診査事業の委託等に係る経費でございます。これは、被保険者の歯の健康の保持増進を図るため、広域連合が群馬県歯科医師会に事業委託をいたしまして、健康診査を実施する事業でございます。

8 款 1 項 1 目「保険料還付金」 3 , 0 0 0 万円につきましては、市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合に、還付金を支出するものでございます。

9 款「予備費」 1 , 0 0 0 万円につきましては、保険料対象経費等について、予算外の支出を必要とした場合に備えるもので前年度同額でございます。

歳出につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第15、議案第11号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

ただいま上程されました議案第11号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書96ページをご覧ください。

これは、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。97ページをご覧ください。

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関しましては、群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、非常勤職員に係る公務災害補償事務の共同処理を平成28年2月8日から適用して行うというものでございます。以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（大川陽一議員）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎閉 会

○ 議長（大川陽一議員）

これをもちまして、平成28年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年2月19日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 大 川 陽 一

副 議 長 金 井 佐 則

議 員 福 田 正 司

議 員 真 下 三 起 也

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成28年2月19日（金） 1日】

事件番号	件名	審議結果
同意 第1号	副広域連合長の選任について	同意 金子 正一
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合手数料条例の制定について	可 決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第6号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議案 第7号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	可 決
議案 第8号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決
議案 第9号	平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可 決
議案 第10号	平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案 第11号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	可 決